

公告 第30010号

健康保険法第47条の規定により、当組合の平成30年9月30日における全被保険者の同月の平均標準報酬月額は下記のとおりであることを公示する。

記

1. 平成30年9月30日現在の平均標準報酬月額
302,673円
2. 平成31年度における任意継続被保険者の標準報酬月額上限額
22等級 300千円
3. 適用年月日
平成31年4月1日

平成30年10月3日

リクルート健康保険組合

理事長 池内 省五

